

社会医療法人恵和会 西岡病院

## 院内感染防止対策委員会規程

---

(目 的)	1
(業 務)	1
(組 織)	1
(任 期)	1
(会 議)	1
(事務局)	2
(報 告)	2
(その他)	2
(附 則)	2

# 院内感染防止対策委員会規程

社会医療法人恵和会 西岡病院

## (目 的)

第1条 本委員会は、院内感染対策の体制を確立し、適切で安全な医療環境の提供を図ることを目的とする。

## (業 務)

第2条 委員会は、院内感染対策指針に基づき、次に掲げる業務を行う。

- 1) 院内感染予防の方策に関すること。
- 2) 院内感染発生時、アウトブレイクの対策及び原因究明に関すること。
- 3) 院内感染に係る情報収集及び分析に関すること。
- 4) 職員の教育・研修に関すること。
- 5) その他院内感染対策に関すること。

## (組 織)

第3条 委員会は、院長、総看護師長、薬剤部門の責任者、検査部門の責任者、事務部門の責任者、インフェクションコントロールドクター及び各部署の責任者をもって構成する。

- 2 委員長は院長をもってあてる。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を招集することができるものとする。

## (任 期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会 議)

第5条 委員会は、月1回程度、定期的を開催する。

- 1) 委員長が必要と判断した場合は、随時開催する。
- 2) 委員会は、委員の過半数の出席をもって、成立するものとする。
- 3) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決定する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、医療安全管理室に置く。

(報告)

第7条 委員会の事務局は、委員会で討議された内容を議事録にまとめ、院長へ報告する。

2 議事録の管理は、委員会の事務局とする。

(その他)

第8条 この規定に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

(附 則)

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. 平成23年10月1日改定
3. 平成29年9月1日改定